

安城市母子・父子家庭医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月29日

安城市長 三星元人

安城市規則第76号

安城市母子・父子家庭医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

安城市母子・父子家庭医療費助成条例施行規則（昭和53年安城市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（その他）」に改める。

様式第1中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第1による母子・父子家庭医療費受給者証は、改正後の様式第1による母子・父子家庭医療費受給者証とみなす。